

第3章

指定基準の解説

第3章 指定基準の解説

1 事務所の所在地に関する基準

県内に主たる事務所を有すること

(解説) (条例4①一)

申出書を提出する日において、県内に主たる事務所を有することが必要です。

2 寄附金を充当する予定の事業に関する基準

寄附金を充当する予定の事業の内容が、NPO法人の活動分野（NPO法別表第1号から第19号まで、三重県法施行条例第27条各号）の活動であって、次に掲げる基準に適合していること

- イ 定款の目的に適合した事業であること
- ロ 県内で実施される事業であること
- ハ 地域の課題の解決に資するものであること

(解説) (条例4①二)

寄附金を充当する予定の事業とは、特定非営利活動に係る事業を指します。

3 特定非営利活動に係る情報提供に関する基準

実績判定期間において、県民、事業者その他の地域社会の構成員（「県民等」という。）に対して、申出者の特定非営利活動に係る情報を提供した実績として、次に掲げる基準のいずれかに適合していること

- イ テレビ若しくはラジオ又は新聞若しくは雑誌その他これらに準ずる媒体を活用して特定非営利活動に係る情報を提供した回数が、年平均2回以上であること
- ロ 申出者が開設したホームページ等により、特定非営利活動に係る情報（申出者の行う活動への参画方法又は参加方法が併せて提供されているものに限る。）を提供した回数が、年平均4回以上であること
- ハ 県民等に配布し、又は閲覧させるため、申出者が発行する会報その他これに相当すると認められる印刷物（特定非営利活動に係る情報が記載されているものに限る。）を設置した施設（不特定多数の者が利用する施設に限る。）の数が、年平均5箇所以上であること
- ニ 申出者が県民等を対象として主催したセミナー又はイベントその他これらに類するものにおいて、申出者の特定非営利活動に係る情報を提供した回数が、年平均4回以上であること

(解説) (条例4①三、規則4①②③④)

各実績の数は、実績判定期間における回数等に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得たものとする。この場合において、当該月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。(規則4⑤)

4 県民等からの支持又は他のNPO法人等との連携又は協働に関する基準

実績判定期間における特定非営利活動について、県民、事業者その他の地域社会の構成員（「県民等」という。）から支持されている実績又は他のNPO法人、地縁による団体、事業者その他の団体との連携若しくは協働の実績について次に掲げる基準のいずれかに適合していること

- イ 申出者の組織運営に係る活動又は県民等を対象として主催したセミナー若しくはイベントその他これらに類するものの運営に係るボランティア活動をした者の数が、延べ年平均100人以上、かつ実人数が年平均10人以上であること
- ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度において、3,000円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）の寄附をした者の数が、年平均50人以上であること
- ハ 申出者が県民等を対象として主催したセミナー又はイベントその他これらに類するものに参加した者の数が、延べ年平均100人以上であること
- ニ 他のNPO法人、地縁による団体、事業者その他の団体との連携又は協働により実施された事業の回数

(解説) (条例4①四、規則5①②④⑤)

イ 「申出者の組織運営に係る活動又は県民等を対象として主催したセミナー若しくはイベントその他これらに類するものの運営に係るボランティア活動をした者」からは、次の者を除きます。

- ・申出者から給料、報酬その他これらに準ずる対価を得ている者(条例4①四)

ロ 「寄附をした者の数」をカウントするときの留意事項

- 1 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所の明らかな寄附者のみを数えます。
- 2 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
- 3 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。
- 4 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。
- 5 県民等(県民、事業者その他の地域社会の構成員)からの寄附のみ数えます。

ハ 「申出者が県民等を対象として主催したセミナー又はイベントその他これらに類するものに参加した者の数」からは、次の者を除きます。

- 1 イに規定する「県民等を対象として主催したセミナー若しくはイベントその他これらに類するものの運営に係るボランティア活動をした者」
- 2 申出者から給料、報酬その他これらに準ずる対価を得ている者
- 3 会員等(「会員等」については、(基準6の解説を参照)

各実績の数は、実績判定期間における回数等に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得たものとする。この場合において、当該月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。
(規則5⑥)

5 地域課題の解決に資するための活動に関する基準

実績判定期間における特定非営利活動について、地域の課題の解決に資するための活動として実施した実績が、次に掲げる基準のいずれかに適合していること

- イ 各事業年度において6月以上の期間、県内で継続的に実施した実績があると認められること
- ロ 各事業年度において6月以上の期間、県外で継続的に実施した実績があり、県内においても継続的に実施することが見込まれること

(解説) (条例4①五、規則6①)

各実績の数は、実績判定期間における回数等に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得たものとする。この場合において、当該月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。(規則6②) ただし、前段については、実績判定期間の初年度において、事業年度が1年に満たない場合に限るものとし、実績判定期間の初年度の事業年度が12月の場合には、実績判定期間の各事業年度において6月以上の期間の実績が必要です。

6 活動の対象に関する基準

実績判定期間における

- イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動
- ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動
- ニ 特定の者の意に反した活動

の事業活動に占める割合 < 50%

(解説)

実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること(条例4①六)。

(注) 上記の割合は、そのNPO法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうちイ、ロ、ハ、ニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合をいいます。(規則7)

イ 会員又はこれに類する者^(注1)(NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者^(注2)を除きます。以下「会員等」といいます。)に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動(資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他一定のもの^(注3)を除きます。)

(注1) 会員に類する者とは、次に掲げる者をいいます。(法規11)

① 当該申請に係るNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、NPO法人の帳簿書類等に氏名又は名称が記載された者であって、そのNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者

② 当該申請に係るNPO法人の役員

(注2) 「NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者」とは、NPO法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外のNPO法人の活動に関係しない者をいいます。(法規12)

(注3) 「その他一定のもの」とは、次に掲げるものをいいます。(法規8)

① そのNPO法人が行う資産の譲渡等で、その対価として資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね10%程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他その資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額(②において「付随費用の実費相当額」といいます。)以下のものを会員等から得て行うもの

② そのNPO法人が行う役務の提供で、その対価として最低賃金法第4条第1項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額を会員等がそのNPO法人に支払う役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの

③ 特定非営利活動促進法別表19号に掲げる活動を主たる目的とするNPO法人が行うその会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定NPO法人である会員等(※1)が参加しているもの)に対する助成

- ※1 旧民法法人のうち、特定公益増進法人の認定の有効期間内のものを会員等とする場合を含みます。
- 2 旧民法法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第38条（民法の一部改正）の規定による改正前の民法第34条の規定により設立した法人をいいます。

- ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等を対象とする活動で上記イ（注3）③に掲げる活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除きます。）
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動
- ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

7 運営組織及び経理に関する基準

運営組織及び経理について、次のいずれにも適合していること。

イ 運営組織が次のいずれにも該当すること

$\frac{\text{役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員総数}} \leq \frac{1}{3}$
かつ
$\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員総数}} \leq \frac{1}{3}$

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ 会計について

公認会計士等の監査を受けていること

または

青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存を行っていること

ニ 不適正な経理を行っていないこと

(解説)

その運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること。(条例4①七)

実績判定期間から指定を受けるまでの期間、基準に適合している必要があります。(条例4①十三)

イ 次の割合のいずれについても3分の1以下であること。

- ① 役員総数のうちに役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族（以下「親族関係を有する者」といいます。）並びに役員と特殊の関係^(註1)のある者の数の占める割合

② 役員^(注1)の総数のうちに特定の法人(その法人との間に一定の関係のある法人^(注2))を含みます。以下同じ。)の役員又は使用人である者並びにこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者の数の占める割合

(注1) 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。(規則10)

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) 「一定の関係のある法人」とは、一の者(法人に限ります。)が法人の発行済株式又は出資(以下「発行済株式等」といいます。)の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における一の者と法人との間の関係(以下「直接支配関係」といいます。)にある法人をいいます。

この場合において、次に該当するときは、一の者は、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなされます。(規則11)

- a 一の者及びこれとの間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合
- b 一の者との間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

(注3) NPO法人の責めに帰することのできない事由によりこの基準に適合しないこととなった場合には、その後遅滞なくこの基準を満たしていると認められるときは、この基準を継続して満たしているものとみなされます。(規則13)

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は法人税法施行規則第53条から第59条までの規定(青色申告法人の帳簿書類の保存)に準じて帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。(規則14)

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理が行われていないこと。

8 事業活動に関する基準

事業活動が次のいずれも満たしていること

- イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと
- ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと
- ハ 実績判定期間における

$$\frac{\text{特定非営利活動に係る事業費}}{\text{総事業費}} \geq 80\%$$

- ニ 実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額}}{\text{受入寄附金総額}} \geq 70\%$$

(解説)

その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること（条例4①八）。

イ及びロは、実績判定期間の各事業年度から指定を受けるまでの期間、基準に適合している必要があります。（条例4①十三）

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
- ③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注1)のある者（このロにおいて「役員等」という。）に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして一定の基準を満たしていること。

(注1) ここにいう「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。（規則15）

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) 「一定の基準」とは、次に掲げる基準をいいます。（規則16）

- a 当該役員の職務の内容、当該NPO法人の職員に対する給与の支給の状況、当該NPO法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し

報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。

- b 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該 NPO 法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。
- c 役員等に対し役員を選任その他当該 NPO 法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
- d 営利を目的とした事業を行う者、イの①から③に掲げる活動を行う者又はイの③の特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること。

(注1) この割合を事業費以外の指標によって算定し、申出書を提出した場合であっても、所轄庁の長はその事業費以外の指標によって算定した割合が合理的であると認めた場合には、事業費により算定した割合に代えて、その事業費以外の指標により算定した割合によりこの基準の判定を行うことができます。(規則17)

(注2) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

(注) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

(コラム) 特定資産について

- ・ NPO 法人の特定非営利活動において、将来の特定非営利活動事業に充てるために、集めた寄附金の一部を一定期間法人内部に積み立てることができます。
- ・ 当該積立金相当額は、活動計算書上「費用」とはなりません。積立金の使用目的(その法人の今後の特定非営利活動事業に充当するために法人の内部に積み立てるものであること)や事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続を踏んで積み立て、貸借対照表に例えば「特定資産」として計上するなどしているものであれば、いわゆる「総事業費の80%基準」や「受入寄附金の70%基準」の判定において、特定非営利活動事業費及び総事業費に含めて差し支えありません。
- ・ 実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、勘定科目と金額を「条例第4条第1項第8号基準チェック表(第8表次葉)」(P46参照)に記載して下さい。
- ・ この場合、当該積立金相当額は、既に「総事業費の80%基準」等の判定において特定非営利活動事業費及び総事業費として含めておりますので、事後に当該積立金を取り崩して費消(資産の取得等を含みます)し、かつ、活動計算書において費用(取得資産に係る減価償却費を含みます)として計上されている場合には、当該費用を特定非営利活動事業費及び総事業費から除いたところで「総事業費の80%基準」等の判定をする必要があります。

9 情報公開に関する基準

次に掲げる書類を閲覧させること

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

ロ ① 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

③ 寄附金を充当した事業の内容に関する事項を記載した書類

④ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他規則で定める事項を記載した書類

⑤ 規則で定める書類

⑥ 助成の実績を記載した書類

(解説)

イ及びロの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、当該書類をその事務所において閲覧させること。(条例4①九、10②③④)

実績判定期間の各事業年度から指定を受けるまでの期間、基準に適合している必要があります。実績判定期間中に、指定をされていない期間が含まれる場合、当該期間についてはロの基準への適合性は除外されません。(条例4①十三)

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等 (個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)

ロ ① 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

③ 寄附金を充当した事業の内容に関する事項を記載した書類

④ (1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他規則で定める事項を記載した書類^(注)

(注) 「規則で定める事項を記載した書類」と次の1～7の事項を記載したものをいいます(規則22①)。

1 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項

2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

3 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引

ロ 役員等(8 事業活動に関する基準(解説)における「役員等」と同じ。)との取引

4 寄附者(当該指定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

5 役員等に対する報酬又は給与の状況

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロに係る部分を除く。)

- ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
- 6 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- 7 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日

⑤ 規則で定める書類^(注)

(注) 「規則で定める書類」とは以下のものをいいます(規則22②)

条例第4条第1項第1号、第2号、第7号、第8号イ及びロ、第9号、第10号並びに第11号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

⑥ 助成の実績を記載した書類

10 事業報告書等の提出に関する基準

各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により知事に提出していること

(解説)

法第28条第1項に規定する事業報告書等(前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面)を法第29条の規定により提出していること。(条例4⑩)

実績判定期間の各事業年度から指定を受けるまでの期間、基準に適合している必要があります。(条例4⑩十三)

11 不正行為等に関する基準

法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

(解説)

法令若しくは条例等(「法令等」という。)又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと(条例4⑪一)。

実績判定期間の各事業年度から指定を受けるまでの期間、基準に適合している必要があります。(条例4⑪十三)

12 設立後の経過期間に関する基準

申出書を提出した日の属する事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること

(解説) (条例4⑫)